

# 金融機関におけるメタバースの活用

金融機関のメタバース活用が活発化している。社内活用の他、プロモーションへの活用や、収益化を見据えたビジネスの動きがみられる。中でもメタバース上での決済手段のプラットフォーム提供は関心が高く、駆け引きが始まっている。現実世界同様、メタバースの世界でもヒト・モノ・サービス・カネが動く中、金融の役割は大きい。積極的な取組みの如何が、メタバースでの存在感だけでなく経営・事業に影響する可能性がある。



## メタバース×金融の再燃

メタバースは近年バズワード化しているが、急に登場したわけではない。著作「スノウ・クラッシュ」(1992年)の中で提唱され、ゲームや映画の発展によりメタバースの世界観が想像できるようになり、Second Life (2003年～)で体感できるようになった。金融との関係については、流通するリンデンドルで仮想空間上の土地の売買など経済活動ができ、米ドルとの交換などリアルマネートレードもできたため脚光を浴びた。一方、無秩序な高利貸付や未返金事態などが起こり、仮想投資銀行の破綻を経て法規制が進み、あらゆる金融機関が撤退し、メタバース×金融の歩みは、終止符を一旦打つ形となった。

その後、インターネットやモバイル、SNSの普及、PC・通信環境の進化やオンラインサービスやユーザの増加が加速化し、延長線上でメタバース活用の機会が増えてきた。

ブロックチェーン技術の高度化も影響が大きい。メタバース内のデジタル資産や通貨をNFT化すれば、資産性と相互運用性の保持が可能になるなど、ブロックチェーンとNFTはメタバースと親和性が高く、関連ビジネスを見据えて再び金融機関の動きが活発化している。



## 金融機関におけるメタバースの活用

金融機関において、社内活用や、既存の金融サービスの新しい営業チャネルとしての活用の他、現実とメタバースとの融合から生じた新たな金融サービスの提供な

どがメタバースの活用目的として挙げられる。現状、収益化としてのビジネスの成功は限られるが、メタバースの活用は手段・チャネルとして可能性が大きい。

図表1 金融機関におけるメタバースの活用目的、活用例

活用目的	活用例
内部活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議</li> <li>・社内・グループ内交流、イベント</li> <li>・社員教育</li> </ul>
プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想店舗出店</li> <li>・メタバース上での採用イベント</li> <li>・メタバース上でのIR説明会開催</li> </ul>
分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタバース上のデータ分析、活用検討</li> <li>・シミュレーション(災害リスク評価)</li> </ul>
ビジネス(収益化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済手段提供</li> <li>・デジタル保険販売</li> <li>・メタバース上の土地向け住宅ローン</li> </ul>

(出所) 野村総合研究所

プロモーションの側面では複数の金融機関がメタバース上で出店している。常設運営は限られるため、継続的な取組みが求められる。分析の側面では、過去データを元にした従来の保険料設計だけでなく、メタバース上のシミュレーションに基づく予測データを活用した保険商品の開発など考えられる。ビジネスの側面では、メタバース内の労働(アバターを通じたカウンター対応、メタバース内パトロールなど)や資産に対する損害保険の提供などが考えられる。メタバースの土地購入者向けの「メタバース住宅ローン」は実際に提供が開始されている。

メタバースはグローバル横断が切り離せないが、マネーロンダリングやテロ資金供与防止、デジタル資産の保護など、グローバルでの法規制や標準化の壁が高く、金融機関においても舵取りの難しさが伴うが、メタバース市場の拡大が予想される中、金融機関の経営・事業へのメタバースの関わりは深まっていくと考えられる。

## メタバース上での決済手段の垣根

現実世界では複数の決済手段が用意され、利用者が選べる環境下にあるが、メタバース上では現状、決済手段が限られ、メタバース上で完結しない場合がある。利用者の観点からは以下に示すことが好ましく、実現に向けた模索が行われている。

- ✓ 普段の生活で利用している複数の決済手段から選んでメタバース上で気軽に購入、決済できること
- ✓ どのメタバースにサインインしても、購入したものが保護され、相互に利用できること
- ✓ 個人情報が保護され、匿名性が担保されること

図表2 メタバース上での決済手段候補例

決済手段	一般的な決済手段例	業規制例 (国内)
暗号資産 (仮想通貨)	ビットコイン、イーサリアム	暗号資産交換業 (資金決済法)
NFT (Non-Fungible Token)	暗号資産、クレジットカード、銀行振込	金融商品取引法
受益証券発行信託 (電子的支払手段)	ステーブルコイン	改正資金決済法
クレジットカード	Visa, Mastercard, JCB, American Express	包括信用購入あっせん業 (割賦販売法)
デビットカード	みずほJCBデビット、三菱UFJデビット、SMBCデビット	銀行業 (銀行法) 資金移動業 (資金決済法)
前払式支払手段	Edy, Suica, nanaco, Amazonギフト券	前払式支払手段発行業 (資金決済法)
ポイント	PayPayポイント	景表法 (景品規制)

(出所) 野村総合研究所

## メタバース上での決済プラットフォームの駆け引き

メタバース上で空間やイベント、サービス、交流が増え、充実していくにつれて、お金が動くようになる。お金が動く現実世界では金融機関が欠かせないのと同様、

メタバース内においても金融サービスが重要になる。

昨今、金融機関においてメタバース上での決済をプラットフォームとして提供する試みが活発化している。

図表3 メタバース関連決済に対する金融機関の取組み例

金融機関	取組み概要
American Express	NFT、暗号資産やブロックチェーン資産の取引に関連する商標を出願。メタバース上でのカード決済、ATMサービス、銀行サービス、詐欺検出機能などの提供を検討
Mastar Card	複数のNFTマーケットプレイスでの決済での同社クレジットカード、デビットカード使用可能を発表。暗号資産を購入せずに直接NFTを買うことが可能に
JCB	メタバースやゲームにおけるデジタルデータ権利管理の信頼性向上に向けた実証実験を開始
J.P.Morgan	仮想空間「Decentraland」にOnyx Loungeを開設。メタバースに進出した初の銀行であることを発表。自前のデジタル通貨「JPMコイン」を含めメタバース上の決済プラットフォームの提供を視野に検討。単一から複数通貨まで選択肢の提示、メタバース決済手段を検討
三菱UFJ信託銀行	プログマ (Progmata) Coinの提供、メタバース内決済などへの活用を検討。デジタル資産・コンテンツや権利をNFT化し、一元管理するアプリの提供など準備
三井住友トラスト・ホールディングス	メタバースでの決済需要、NFTの需要増加に備え、デジタル資産の管理に特化した信託会社の設立準備を行うことを発表

(出所) 野村総合研究所

メタバース上の決済に対して今後さらに進出する金融機関が増加すると予想される。ラトビアのベンチャー企業であるZELFがメタバース上の銀行を開設し、カードレス、アプリレスのサービスを提供したり、金融機関以外ではMeta社 (旧Facebook社) がプラットフォーム上での支払機能を有する「Meta Pay」をもとにメタバース向けデジタルウォレットを展開していく計画を発表するなど、メタバース上の決済に関する駆け引きは今後ますます見られるようになるであろう。

## Writer's Profile



川村 健一郎 Kenichiro Kawamura

ITアーキテックチャーコンサルティング部  
エキスパート  
専門はメタバース、AI、デジタルツイン  
focus@nri.co.jp